

防火対象物一覧表

(棟数別、延べ面積 150 m²以上) (30. 4. 1)

用 途 別		町 別			
		大口町	扶桑町	計	
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		2	2
	ロ	公会堂・集会場	24	24	48
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類			
	ロ	遊戯場・ダンスホール	1	1	2
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等			
	ニ	カラオケボックス等	1		1
3	イ	待合・料理店の類			
	ロ	飲食店	21	30	51
4		百貨店・マーケット等	33	49	82
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	1		1
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	236	382	618
6	イ	病院・診療所・助産所	13	24	37
	ロ	老人福祉施設等	6	11	17
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等	12	14	26
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校	2	1	3
7		小・中・高等学校・各種学校	17	28	45
8		図書館・美術館・博物館等	2	1	3
9	イ	公衆浴場のうち熱気浴場・蒸気浴場			
	ロ	(イ)以外の公衆浴場			
10		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場		1	1
11		神社・寺院・教会の類	10	19	29
12	イ	工場・作業場	256	202	458
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ			
13	イ	自動車車庫・駐車場	11	3	14
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫			
14		倉庫	177	86	263
15		前各項に該当しない事業場	90	87	177
16	イ	特定複合用途防火対象物	47	110	157
	ロ	一般複合用途防火対象物	36	54	90
合 計			996	1129	2125

用途別建築同意件数

用途別		町別	大口町				扶桑町				
			新築	増築	その他	計	新築	増築	その他	計	
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場									
	ロ	公会堂・集会場									
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類									
	ロ	遊戯場・ダンスホール						1		1	
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗等									
	ニ	カラオケボックス等									
3	イ	待合・料理店の類									
	ロ	飲食店						1		1	
4		百貨店・マーケット等						6		2	8
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所									
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	2			2	1				1
6	イ	病院・診療所・助産所	1			1					
	ロ	老人福祉施設等	1			1					
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等									
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校									
7		小・中・高等学校・各種学校									
8		図書館・美術館・博物館等									
9	イ	公衆浴場のうち熱気浴場・蒸気浴場									
	ロ	(イ)以外の公衆浴場									
10		車両の停車場・船舶又は航空機の発着場									
11		神社・寺院・教会の類									
12	イ	工場・作業場	2	2	1	5	4				4
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ									
13	イ	自動車車庫・駐車場									
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫									
14		倉庫	10			10		1			1
15		前各項に該当しない事業場	5	2		7	5				5
16	イ	特定複合用途防火対象物									1
	ロ	一般複合用途防火対象物									
専用住宅			9	1		10	16		1		17
その他			1	1	1	3	1	1			2
合計			31	6	2	39	34	3	3		41
通知書			165	2		167	176	3			179

建築同意町別件数

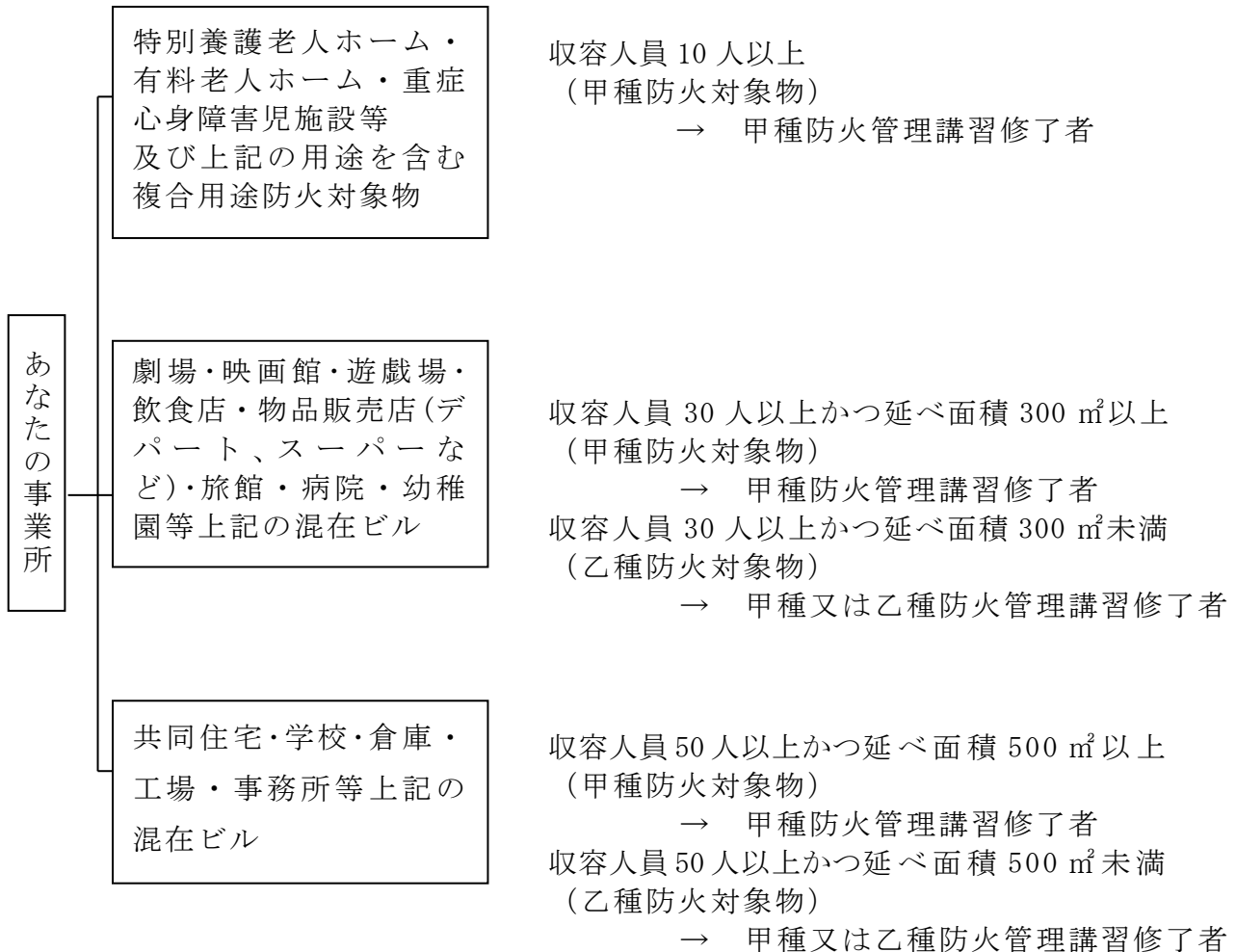
月別 町別	月別												計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
大 口 町	6	2	6	1	4	3	3	1	6	2	3	2	39
扶 桑 町	5	2	5	3	3	4	1	7	2	1	4	4	41
計	11	4	11	4	7	7	4	8	8	3	7	6	80

町別 4 階以上防火対象物状況

階別 町別	階別									合 計
	4 階	5 階	6 階	7 階	8 階	9 階	10 階	11 階		
大 口 町	66	15	5	3	0	0	0	0	89	
扶 桑 町	40	3	3	2	0	1	0	1	50	
計	106	18	8	5	0	1	0	1	139	

防火管理講習の区分

1 防火管理講習は甲種・乙種に区分され、事業所の用途・規模に応じて防火管理者を選任することになります。



2 講習の日程

○ 甲種防火管理講習 2 日間 ○ 乙種防火管理講習 1 日間

3 従前の資格

昭和 62 年 4 月 1 日から防火管理講習が甲種と乙種に区分されましたが、昭和 62 年 3 月 31 日までに講習を受けられた方は、甲種防火管理講習の修了者とみなされます。

防火管理者を必要とする事業所数

(30. 4. 1)

用途別		町 別	大 口 町		扶 桑 町	
			対象物数	選任数	対象物数	選任数
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場			2	2
	ロ	公会堂・集会場	24	14	28	13
2	ロ	遊戯場・ダンスホール	1	1	1	1
	ニ	カラオケボックス等	1	1		
3	ロ	飲食店	21	20	31	22
4		百貨店・マーケット等	37	15	22	19
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	1	1		
	ロ	寄宿舍・下宿・共同住宅	35	32	43	28
6	イ	病院・診療所・助産所	5	5	8	8
	ロ	老人福祉施設等	7	7	10	9
	ハ	デイサービス・軽費老人ホーム等	10	10	12	12
	ニ	幼稚園・盲学校・養護学校	2	2	1	1
7		小・中・高等学校・各種学校	7	7	9	9
8		図書館・美術館・博物館等			1	1
11		神社・寺院・教会の類	6	3	7	6
12	イ	工場・作業場	33	33	10	10
13	イ	自動車車庫・駐車場				
14		倉庫	12	12		
15		前各項に該当しない事業場	6	6	11	9
16	イ	特定複合用途防火対象物	26	22	34	26
	ロ	一般複合用途防火対象物	2	2	4	4
合 計			236	193	234	180

防災管理者を必要とする事業所数

(30. 4. 1)

用途別		町 別	大 口 町		扶 桑 町	
			対象物数	選任数	対象物数	選任数
4		百貨店・マーケット等	1	1	1	1
12	イ	工場・作業場	5	5		
16	ロ	一般複合用途防火対象物	1	1		
合 計			7	7	1	1

消防用設備等検査状況

政 令 の 設 備		設 備 の 種 類	届出件数	
消 防 の 用 に 供 する 設 備	消 火 設 備	消 火 器	37	
		屋 内 消 火 栓 設 備	8	
		ス プ リ ン ク ラ ー 設 備	4	
		水 噴 霧 消 火 設 備		
		泡 消 火 設 備		
		二 酸 化 炭 素 消 火 設 備		
		ハ ロ ゲ ン 化 物 消 火 設 備		
		粉 末 消 火 設 備	4	
		屋 外 消 火 栓 設 備	9	
		動 力 消 防 ポ ンプ 設 備		
	警 報 設 備	自 動 火 災 報 知 設 備	50	
		漏 電 火 災 警 報 器		
		消 防 機 関 へ 通 報 す る 火 災 報 知 設 備	5	
		非 常 警 報 設 備	8	
	避 難 設 備	避 難 器 具	5	
		誘 導 灯	30	
	消 防 用 水			3
	消 火 活 動 上 必 要 な 施 設	排 煙 設 備	1	
		連 結 送 水 管	1	
合 計			165	

消防法・火災予防条例届出件数

届 出 区 分	届 出 件 数
消防用設備等着工届	89
消防用設備等設置届	105
消防用設備等点検結果報告書届	480
防火・防災管理者選任（解任）届	84
消防計画（防火・防災）作成（変更）届	95
圧縮アセチレンガス・液化石油ガス貯蔵又は取扱い届	17
毒物、劇物貯蔵又は取扱い（廃止）届	
防火対象物使用開始届	34
かまど・炉・ボイラー・乾燥設備・火花を生ずる設備設置届	13
変電・発電・蓄電池設備設置届	30
ネオン管灯設備設置届	
水素ガスを充填する気球の設置届	
煙火打上げ・仕掛け届	
催物開始届	3
水道断・減水届	31
道路工事届	217
少量危険物・指定可燃物貯蔵又は取扱い（廃止）届	24
り災証明願	8
防災物品使用届	6
合 計	1236